

平成18年12月

商品内容説明書
(証券情報(案))

一般担保第3回・第4回住宅金融公庫債券

- 発 行 者 -

住宅金融公庫

- 1 本「商品内容説明書 証券情報」(以下「本証券情報説明書」といいます。)において記載する一般担保第3回及び第4回住宅金融公庫債券(以下「本公庫債」といいます。)は、住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)(以下「住公法」といいます。)第27条の3第1項に基づき、財務大臣及び国土交通大臣の認可を得て住宅金融公庫(以下「公庫」といいます。)が発行する債券です。
- 2 本公庫債は政府保証の付されていない公募債券(財投機関債)です。
- 3 本公庫債の発行者である公庫の詳細について記載し、本証券情報説明書と同時に投資家に交付された別冊「商品内容説明書 発行者情報 平成17年度」(以下「発行者情報説明書」といいます。)は、本証券情報説明書と一体をなします。発行者情報説明書には、公庫の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を、平成18年8月1日時点以前の情報に基づき記載しています。本公庫債への投資判断にあたっては、発行者情報説明書も併せてご覧ください。
- 4 本公庫債については、証券取引法(昭和23年法律第25号)(以下「証取法」といいます。)第3条が適用されることから、同法第2章の規定は適用されず、同法第4条第1項の規定による届出は必要とされません。本証券情報説明書及び発行者情報説明書は、証取法に基づく発行届出目論見書ではありません。
- 5 発行者情報説明書には、公庫の財務諸表を記載していますが、これは、住公法、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)(以下「予決法」といいます。) 関連政省令及び告示に基づき、特殊法人等会計処理基準(昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会報告)に準拠して作成し、公庫の監事による監査を受けた上で、財務大臣の承認を受けたものです。

また、上記財務諸表に加え、行政コスト計算財務書類を発行者情報説明書において記載しています。行政コスト計算財務書類に含まれる民間企業仮定貸借対照表及び民間企業仮定損益計算書等の財務諸表は、特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針(平成13年6月19日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会報告)に従い、公庫が民間企業として活動を行っているとして仮定して企業会計原則に準拠した会計処理に則って作成されたものです。

上記2種類の財務諸表は、いずれも証取法第193条の2の規定に基づく公認会計士又は監査法人による監査証明は受けていません。

なお、予決法において中間決算制度が採用されていないため、公庫では中間財務諸表は作成していません。

本証券情報説明書に関する連絡先
東京都文京区後楽1丁目4番10号
住宅金融公庫 財務部市場資金室債券二課
電話番号 03(5800)8049

目 次

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行債券（12年債）	1
2. 債券の引受け及び債券に関する事務（12年債）	4
3. 新規発行債券（20年債）	5
4. 債券の引受け及び債券に関する事務（20年債）	8
5. 新規発行による手取金の使途	8
第2 募集に関する特別記載事項	9
1. 貸付債権担保住宅金融公庫債券について	9
第二部 参照情報	10
第1 参照書類	10
第2 参照書類の補完情報	10
第3 参照書類を縦覧に供している場所	10

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券（12年債）

銘柄	一般担保 第3回住宅金融公庫債券	債券の総額	金13,000,000,000円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金 円
各債券の金額	1億円の1種とし、その分割又は併合はしない。	申込期間	平成 年 月 日
発行価額	額面100円につき 金 円 銭	申込証拠金	額面100円につき金 円 銭とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
利率	年 %	払込期日	平成 年 月 日
利払日	毎年 月 日 及び 月 日	申込取扱場所	別項引受証券会社の本店及び国内各支店
償還期限	平成 年 月 日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本公庫債の利息は、払込期日の翌日から本公庫債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成 年 月 日を第1回利払期日としてその日までの分を支払い、以後毎年 月 日及び 月 日の2回に、各々その日までの前半か年分を支払うものとする（かかる利息を支払うべき日を以下「利払期日」という。）</p> <p>(2) 利払期日が銀行休業日に該当する場合は、その支払いを前銀行営業日に繰り上げる。なお、「銀行営業日」とは、土曜、日曜、国民の休日及び法令により日本において銀行が休業することが認められ又は義務づけられている日以外の日を行い、「銀行休業日」とは銀行営業日以外の日をいう。</p> <p>(3) 払込期日の翌日から平成 年 月 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本公庫債の償還を怠ったときは、公庫は償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき上記「利率」欄に定める利率により計算される金額（半か年の日割計算による。）を支払うものとする。</p> <p>(5) 本公庫債の利息の計算について1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還価額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本公庫債の元金は、平成 年 月 日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に該当する場合は、その支払を前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本公庫債の買入消却は、払込期日の翌日以降、上記「振替機関」欄に定める振替機関（以下「振替機関」という。）が定める社債等に関する業務規程及びその他振替機関が定める規則等で別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本公庫債の債権者は、住公法の定めるところにより、公庫の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		

財務上の特約	担保提供制限	該当事項無し。(本公庫債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。また、後記「第2 募集に関する特別記載事項 1. 貸付債権担保住宅金融公庫債券について」を参照。)
	その他の条項	該当事項無し。
取得格付		取得予定格付：AAA 格付機関：株式会社格付投資情報センター 取得月日：平成 年 月 日
		取得予定格付：AA - 格付機関：スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス 取得月日：平成 年 月 日
摘要		<p>1. 社債等の振替に関する法律の規定の適用 本公庫債は社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号、その後の改正を含む。以下「社振法」という。）第 120 条により準用される第 66 条第 2 号の規定に基づき、社振法の規定の適用を受けることとする旨を定めた債券であり、本「摘要」欄第 7 項に定める場合を除いて、社振法第 120 条により準用される第 67 条第 1 項の規定に基づき本公庫債の債券を発行することができない。</p> <p>2. 受託会社 住公法第 27 条の 3 第 7 項に基づき、本公庫債の管理を株式会社三井住友銀行（以下「受託会社」という。）に委託する。 (1) 受託会社は、本公庫債の債権者のために弁済を受け、又は本公庫債に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。 (2) 受託会社は、本公庫債の債券要項（以下「債券要項」という。）各項のほか、法令及び公庫と受託会社との間の平成 年 月 日付け一般担保第 3 回住宅金融公庫債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める権限及び義務を有する。</p> <p>3. 期限の利益喪失事由 本公庫債の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 公庫が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、7 日以内に履行又は治癒されない場合。 (2) 本公庫債の債務を承継する者が法令で定められず、公庫を解散する法令が施行され、これにより公庫が解散した場合。 (3) 公庫又は公庫が解散して本公庫債の債務を承継する者に倒産処理手続に係る法律が適用され、当該法律に基づき、公庫又は公庫が解散して本公庫債の債務を承継する者に対して倒産処理手続又はそれに類した手続が開始された場合。 (4) 住公法第 27 条の 3 の規定に基づき発行する財形住宅債券、住宅地債券若しくは公庫債券（貸付債権担保住宅金融公庫債券を含む。）又はその他公庫が発行する債券に係る公庫の支払債務のいずれかがその支払をなすべき日において未履行であり、かつ、その状態が 7 日以内に治癒されなかった場合。 (5) 前号で規定する債券及び債務を除くその他の借入金債務についてその支払をなすべき日において未履行であり、かつ、その状態が 7 日以内に治癒されなかった場合。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 50 億円を超えない場合は、この限りではない。 (6) 貸付債権担保住宅金融公庫債券に関連する信託債権の回収金の引き渡し義務について、その引き渡しをなすべき日において未履行であり、かつその状態が 7 日以内に治癒されなかった場合。</p> <p>4. 公告の方法 本公庫債に関し、本公庫債の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令又は委託契約に別段の定めがある場合を除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される 1 種類以上の日刊新聞紙に掲載することにより公告する。ただし、受託会社が、本公庫債の債権者のために必要でないことと認め、その旨を公庫に通知した場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。</p> <p>5. 債券要項及び委託契約の閲覧 債券要項及び委託契約の写しは、公庫及び受託会社の本店に備え置き、各々の営業時間中、本公庫債の債権者の閲覧に供する。</p>

<p>摘 要</p>	<p>6. 本公庫債の債権者集会</p> <p>(1) 本公庫債の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、公庫又は受託会社が招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。</p> <p>(2) 債権者集会は東京において行う。</p> <p>(3) 本公庫債の総額の10分の1以上に当たる本公庫債の債権者は、受託会社に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(4) 本公庫債の債権者は、債権者集会において、その有する本公庫債の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(5) 前号の規定にかかわらず、公庫は、その有する本公庫債については、議決権を有しない。</p> <p>(6) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本公庫債の債権者をいう。以下本「摘要」欄において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(7) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は債券要項の定め に違反するとき 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき 決議が著しく不公正であるとき 決議が本公庫債の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(8) 本公庫債の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。公庫は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本公庫債の債権者は、受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(9) 債権者集会の決議は、本公庫債を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。</p> <p>(10) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は公庫と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第4項に定める方法により公告する。</p> <p>(11) 本項の手續に要する合理的な費用は、公庫の負担とする。</p> <p>7. 本公庫債の債券の発行 本公庫債の債権者は、社振法第120条により準用される同法第67条第2項に定める場合に限り、公庫に対し、本公庫債の債券の発行を請求することができる。</p> <p>8. 発行代理人及び支払代理人 株式会社三井住友銀行</p> <p>9. 元利金の支払 本公庫債の元利金の支払は、社振法のほか、振替機関の社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則及び振替機関が行う振替に関する業務処理の方法に従って行われる。</p>
------------	--

2. 債券の引受け及び債券に関する事務（12年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	百万円 未定	未定
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	
	計		未定	
債券に関する事務	受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号		

3. 新規発行債券（20年債）

銘 柄	一般担保 第4回住宅金融公庫債券	債 券 の 総 額	金12,000,000,000円
記名・無記名の別	-	発 行 価 額 の 総 額	金 円
各 債 券 の 金 額	1億円の1種とし、その分 割又は併合はしない。	申 込 期 間	平成 年 月 日
発 行 価 額	額面100円につき 金 円 銭	申 込 証 拠 金	額面100円につき金 円 銭と し、払込期日に払込金に振替充 当する。申込証拠金には利息を つけない。
利 率	年 %	払 込 期 日	平成 年 月 日
利 払 日	毎年 月 日 及び 月 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受証券会社の本店及び 国内各支店
償 還 期 限	平成 年 月 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二 丁目1番1号
募 集 の 方 法	一般募集		
利 息 支 払 の 方 法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本公庫債の利息は、払込期日の翌日から本公庫債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成 年 月 日を第1回利払期日としてその日までの分を支払い、以後毎年 月 日及び 月 日の2回に、各々その日までの前半か年分を支払うものとする（かかる利息を支払うべき日を以下「利払期日」という。）</p> <p>(2) 利払期日が銀行休業日に該当する場合は、その支払いを前銀行営業日に繰り上げる。なお、「銀行営業日」とは、土曜、日曜、国民の休日及び法令により日本において銀行が休業することが認められ又は義務づけられている日以外の日を行い、「銀行休業日」とは銀行営業日以外の日を行う。</p> <p>(3) 払込期日の翌日から平成 年 月 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本公庫債の償還を怠ったときは、公庫は償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき上記「利率」欄に定める利率により計算される金額（半か年の日割計算による。）を支払うものとする。</p> <p>(5) 本公庫債の利息の計算について1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。</p>		
償 還 の 方 法	<p>1. 償還価額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本公庫債の元金は、平成 年 月 日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に該当する場合は、その支払を前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本公庫債の買入消却は、払込期日の翌日以降、上記「振替機関」欄に定める振替機関（以下「振替機関」という。）が定める社債等に関する業務規程及びその他振替機関が定める規則等で別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p>		
担 保	本公庫債の債権者は、住公法の定めるところにより、公庫の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担 保 提 供 制 限	該当事項無し。（本公庫債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。また、後記「第2 募集に関する特別記載事項 1. 貸付債権担保住宅金融公庫債券について」を参照。）	
	そ の 他 の 条 項	該当事項無し。	

<p>取得格付</p>	<p>取得予定格付：AAA 格付機関：株式会社格付投資情報センター 取得月日：平成 年 月 日</p> <p>取得予定格付：AA - 格付機関：スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス 取得月日：平成 年 月 日</p>
<p>摘要</p>	<p>1. 社債等の振替に関する法律の規定の適用 本公庫債は社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。以下「社振法」という。）第120条により準用される第66条第2号の規定に基づき、社振法の規定の適用を受けることとする旨を定めた債券であり、本「摘要」欄第7項に定める場合を除いて、社振法第120条により準用される第67条第1項の規定に基づき本公庫債の債券を発行することができない。</p> <p>2. 受託会社 住公法第27条の3第7項に基づき、本公庫債の管理を株式会社三井住友銀行（以下「受託会社」という。）に委託する。 (1) 受託会社は、本公庫債の債権者のために弁済を受け、又は本公庫債に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。 (2) 受託会社は、本公庫債の債券要項（以下「債券要項」という。）各項目のほか、法令及び公庫と受託会社との間の平成 年 月 日付け一般担保第4回住宅金融公庫債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める権限及び義務を有する。</p> <p>3. 期限の利益喪失事由 本公庫債の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 公庫が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反し、7日以内に履行又は治癒されない場合。 (2) 本公庫債の債務を承継する者が法令で定められず、公庫を解散する法令が施行され、これにより公庫が解散した場合。 (3) 公庫又は公庫が解散して本公庫債の債務を承継する者に倒産処理手続に係る法律が適用され、当該法律に基づき、公庫又は公庫が解散して本公庫債の債務を承継する者に対して倒産処理手続又はそれに類した手続が開始された場合。 (4) 住公法第27条の3の規定に基づき発行する財形住宅債券、住宅地債券若しくは公庫債券（貸付債権担保住宅金融公庫債券を含む。）又はその他公庫が発行する債券に係る公庫の支払債務のいずれかがその支払をなすべき日において未履行であり、かつ、その状態が7日以内に治癒されなかった場合。 (5) 前号で規定する債券及び債務を除くその他の借入金債務についてその支払をなすべき日において未履行であり、かつ、その状態が7日以内に治癒されなかった場合。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。 (6) 貸付債権担保住宅金融公庫債券に関連する信託債権の回収金の引き渡し義務について、その引き渡しをなすべき日において未履行であり、かつその状態が7日以内に治癒されなかった場合。</p> <p>4. 公告の方法 本公庫債に関し、本公庫債の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令又は委託契約に別段の定めがある場合を除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される1種類以上の日刊新聞紙に掲載することにより公告する。ただし、受託会社が、本公庫債の債権者のために必要でないと認め、その旨を公庫に通知した場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。</p> <p>5. 債券要項及び委託契約の閲覧 債券要項及び委託契約の写しは、公庫及び受託会社の本店に備え置き、各々の営業時間中、本公庫債の債権者の閲覧に供する。</p>

<p>摘 要</p>	<p>6. 本公庫債の債権者集会</p> <p>(1) 本公庫債の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、公庫又は受託会社が招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。</p> <p>(2) 債権者集会は東京において行う。</p> <p>(3) 本公庫債の総額の10分の1以上に当たる本公庫債の債権者は、受託会社に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(4) 本公庫債の債権者は、債権者集会において、その有する本公庫債の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(5) 前号の規定にかかわらず、公庫は、その有する本公庫債については、議決権を有しない。</p> <p>(6) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本公庫債の債権者をいう。以下本「摘要」欄において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(7) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は債券要項の定め に違反するとき 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき 決議が著しく不公正であるとき 決議が本公庫債の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(8) 本公庫債の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。公庫は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本公庫債の債権者は、受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(9) 債権者集会の決議は、本公庫債を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。</p> <p>(10) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は公庫と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第4項に定める方法により公告する。</p> <p>(11) 本項の手續に要する合理的な費用は、公庫の負担とする。</p> <p>7. 本公庫債の債券の発行 本公庫債の債権者は、社振法第120条により準用される同法第67条第2項に定める場合に限り、公庫に対し、本公庫債の債券の発行を請求することができる。</p> <p>8. 発行代理人及び支払代理人 株式会社三井住友銀行</p> <p>9. 元利金の支払 本公庫債の元利金の支払は、社振法のほか、振替機関の社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則及び振替機関が行う振替に関する業務処理の方法に従って行われる。</p>
------------	--

4. 債券の引受け及び債券に関する事務（20年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	百万円 未定	未定
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	
	計		未定	
債券に関する事務	受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号		

5. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
百万円	百万円	百万円

(注) 上記金額は、一般担保第3回住宅金融公庫債券及び一般担保第4回住宅金融公庫債券の合計金額です。

(2) 手取金の使途

本公庫債の発行により公庫が調達する資金は、住公法第17条に定める業務のために充てられます。

第2 募集に関する特別記載事項

1. 貸付債権担保住宅金融公庫債券について

公庫は、住公法第27条の3第1項に基づき、財務大臣及び国土交通大臣の認可を受けて、貸付債権担保住宅金融公庫債券を発行しています。また、公庫は、住公法第27条の5に基づき、財務大臣及び国土交通大臣の認可を受けて、貸付債権担保住宅金融公庫債券の担保に供するため、貸付債権担保住宅金融公庫債券の債権者の集合を当初の受益者とする他益信託として信託契約を受託者及び信託管理人との間で締結し、公庫が保有する住宅ローン債権の一部を信託しています。かかる貸付債権担保住宅金融公庫債券のために信託された担保は、本債券を含む公庫が発行する他の債券に係る一般担保により制約されません。そのため、本債券は一般担保付ですが、当該一般担保の先取特権は、貸付債権担保住宅金融公庫債券のために信託された担保により制限されません。

平成18年12月13日現在、貸付債権担保住宅金融公庫債券の未償還残高は4,607,469,542,000円となっています。また、公庫は、本債券の償還が完了する以前に、新たな貸付債権担保住宅金融公庫債券を発行することを計画（平成18年度予算においては年間2兆1千4百億円の証券化支援事業等に係る貸付債権担保住宅金融公庫債券の発行及び年間1兆2千億円の貸付債権担保S種住宅金融公庫債券の発行を予定しています。）しており、かかる新たな貸付債権担保住宅金融公庫債券の発行が本債券の信用力に影響を与える可能性があります。なお、かかる新たな貸付債権担保住宅金融公庫債券の発行については、予決法に基づき、公庫は予算を作成し、財務大臣に提出後閣議の決定を経て国会に提出され国会の議決を経ることになっており、また、各発行毎に主務大臣の認可を受けることになっています。

第二部 参照情報

第1 参照書類

公庫の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

「商品内容説明書 発行者情報 平成17年度」

第56事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての発行者情報説明書に記載された「事業等のリスク」について、当該発行者情報説明書の作成日以降本証券情報説明書作成日（平成18年12月13日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該発行者情報説明書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本証券情報説明書作成日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 参照書類を縦覧に供している場所

住宅金融公庫 本店
東京都文京区後楽1丁目4番10号

なお、公庫ホームページ（<http://www.jyukou.go.jp>）にも掲載しています。